

麻生区市民活動支援施設運営費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、麻生区市民活動支援施設（以下「施設」という。）の運営に対して、予算の範囲内で補助金を交付し、もって区民の交流及び市民活動の支援に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、補助金とは、施設の運営に対して、市が交付するものをいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、原則として施設の維持管理に要する費用とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 名称、住所及び代表者の氏名
- (2) 補助事業の目的及び内容
- (3) 補助事業の経費の配分及び使用方法、補助事業の完了の予定日その他補助事業の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金の額及びその算出基礎
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び交付の条件)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の補助決定にあたり、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の決定を行ったのち、補助金の交付を申請した者からの請求を受け、概算払により補助金を交付する。

(市内中小企業者への優先発注)

第7条の2 補助金の交付を受けた者は、補助金等の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者(川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年3月21日規則第7号)第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。)により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(1) 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

2 補助金の交付を受けた者は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容(住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数)に変更がない誓約書を提出した者を除く。

3 本条第1項ただし書の規定により、市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収し難い事由がある場合は、入札(見積り)が行えないことに係る理由書を提出するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果及び補助金に係る収支計算に関する事項を記載した実績報告書に加えて、発注実績報告書、前条第3項に規定する入札(見積り)が行えないことに係る理由書、その他市長が必要と認める書類を添付して市長に報告しなければならない。

2 前項に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、前条第1項の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

(補助金の額の確定)

第8条の2 市長は、前条の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合

すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。
- (4) 補助金の対象となる事業を中止又は廃止したとき。
- (5) 第7条の2又は第8条の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助金の交付を受けた者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(書類等の整備)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年から5年間保管しなければならない。

3 市長は、必要があるときは、補助金の交付を受けた者に対し、前項の書類の提出を求めることができる。

(その他)

第12条 その他この要綱に定めのないものについては、「川崎市補助金等の交付に関する規則」による。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。